

告 示 第 1 5 4 号

令和 8 年 2 月 6 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市松元平野岡体育館等における自動販売機（飲料、アイスクリーム類）の設置に関する土地建物貸付契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

鹿児島市松元平野岡体育館等における自動販売機（飲料、アイスクリーム類）の設置に関する土地建物貸付契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 6 0 年規則第 2 5 号）第 3 条の規定により公告します。

なお、この契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記の要領により制限付き一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類を提出してください。

記

1 入札に付する事項

鹿児島市松元平野岡体育館等における自動販売機（飲料、アイスクリーム類）の設置に関する土地建物貸付契約

2 契約締結の方法

制限付き一般競争入札

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2

号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

- (4) 参加申込み時点において、鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成8年5月28日制定）及び鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (7) 納期の到来している市税を完納していること。
- (8) 本公告の日を含む過去2年以上の期間において、自動販売機の設置及び運營業務を直接の業とする実績を有すること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

4 資格審査申請書等の交付及び受付期間等

(1) 交付及び受付期間

令和8年2月6日（金）から同月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）

(2) 交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 交付及び受付場所並びに問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光交流局スポーツ課（みなと大通り別館5階）

電話 099-808-7504

(4) 提出書類（郵送不可。オ及びカの書類は発行後3か月以内のもの）

ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）

イ 販売予定品目一覧（様式あり）

ウ 設置を希望する自動販売機のカタログ等（寸法及び消費電力が確認できるもの）

エ 市税の滞納がないことの証明（本公告の日以降に発行されたもの。徴収猶予を受けている場合は猶予を受けていることが確認できる証明書類）

オ 履歴事項全部証明書（法人）

カ 印鑑証明書（原本）

キ 使用印鑑届（様式あり。実印と使用印が同じ場合は不要）

ク 本公告の日を含む過去2年以上の期間において、自動販売機の設置・運營業務を直接の業とする実績が確認できる書類（任意様式）

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月9日（月）午前10時30分から

(2) 場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所みなと大通り別館302会議室

6 入札参加資格の審査、通知等

(1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和8年3月4日（水）までに通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に市長に対して、当該理由について説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、4の受付時間内に受付場所に書面を持参して行わなければならない。

(3) (2)の説明を求められたときは、令和8年3月6日（金）までに書面により回答する。

7 入札保証金

入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

8 予定価格

設定する。

9 郵送及びファックスによる入札

郵送及びファックスによる入札は、認めない。

10 開札の方法

即時開札とする。

11 落札者の決定

開札の結果、予定価格以上で最高の金額をもって入札した者を落札者とする。

12 入札の無効について

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者及び資格審査申請書に虚偽の記載をした者の入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

- (4) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (6) 再度入札における前回の入札の最高金額以下の金額による入札
- (7) 複数の入札書による入札（他の入札参加者の代理人として行う入札を含む。）
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

1 3 契約保証金に関する事項

契約を締結する際に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当する場合は免除する。